

那須塩原市農業委員会

第 3 7 回総会議事録

令和 2 年 7 月 1 7 日(金)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和2年7月17日(金) 午後1時30分～ 午後2時00分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	8	益子 丈弘	〃	20	石崎 清
〃	9	伊藤 順久			

4. 欠席委員：1名（16番 大根田 昇委員）

5. 議事録署名人の指名：14番 大田原 重夫 委員、19番 室井 孝美委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和3年度 県に対する農地利用最適化推進に関する意見と農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主任	田端 政則
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第37回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、大根田昇委員より欠席する旨の届け出を受けております。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号14番 大田原重夫委員と、議席番号19番 室井孝美委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、竹村文祥委員の報告を求めます。
竹村文祥委員	議案第1号、番号1番について報告します。 農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。申請人の関係はおばと甥になります。 申請地は、那須塩原市二つ室公民館より西へ約550メートルに位置しています。 現地調査は、7月13日、午前9時頃、現地で代理人と行いました。 申請に至った経緯は、相続により農地を取得しましたが、皆遠くに嫁いでしまい、管理は実家に任せきりになっていました。自分たちも高齢になり、整理をしたいとのことから甥に譲る運びとなりました。 譲受人の経営状況は、56アールの水稲を作付しており、作業は委託しているとのことです。 申請地の耕作予定は、引き続き水稲を作付していきたいとのことです。当分はサラリーマンを続け、行く行くは自分でやりたいとのことでした。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号1番について、大根田昇委員欠席のため、事務局から報告を求めます。
事務局	議案第2号、番号1番について、調査を行った大根田昇委員に代わりまして、委員から提出の

	ありました調査報告書に基づき報告します。 申請人は、令和元年１０月に農地転用許可を取得しましたが、事業内容はそのままに、許可を受けた権利内容を変更するための事業計画変更申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、烏ヶ森公園南入口より東へ約３００メートルに位置しています。 現地調査は、７月１３日、午前９時頃に行いました。 変更の理由は、当初転用許可時、申請人は申請地を贈与により取得し一般住宅を建築する計画でありましたが、土地の名義は譲渡人である父のままにしたいとの話になり、申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員である大根田昇委員より、調査の結果、変更相当との意見をいただいております。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については変更を承認することに決しました。 番号２番について、島田晴子委員の報告を求めます。
島田晴子委員	議案第２号、番号２番について、調査班を代表して報告します。 当初計画人は、昭和５７年６月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用をするための事業計画変更申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立那須野が原博物館駐車場より北西へ約１キロメートルに位置しています。 現地調査は、７月８日、午後１時３０分頃に行いました。 変更の理由は、当初計画人は申請地に貸住宅を建築する計画でしたが、病気になり現在も透析中で、貸住宅建築を断念したところ、承継人より隣接宅地と併せて一般住宅を建築したい旨の申し出があったため、申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員としては、変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については変更を承認することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番については、大根田昇委員欠席のため、事務局から報告を求めます。

事務局	議案第3号、番号1番について、調査を行った大根田昇委員に代わりまして、委員から提出のありました調査報告書に基づき報告します。 これは、議案第2号番号1番で変更承認されたものを改めて使用貸借により一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、烏ヶ森公園南入口より東へ約300メートルに位置しています。 現地調査は、7月13日、午前9時頃行いました。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、贈与から使用貸借へ内容が変更になったため、名義変更手続き時に法務局からの指示があり、使用貸借の内容で再度申請することになったものです。 事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容です。 上下水道は、市の施設を利用し雨水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に土羽や擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 地元調査員である大根田昇委員より、調査の結果一般基準上も問題なく、許可相当との意見をいただいております。以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、島田晴子委員の報告を求めます。
島田晴子委員	議案第3号、番号2番について報告します。 売買により、隣接宅地を併せて一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。先ほどの議案第2号番号2番に関連した土地です。 申請地は、那須塩原市立那須野が原博物館駐車場より北西へ約1キロメートルに位置しています。 現地調査は、7月8日、午後1時30分頃行いました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。 既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題はありません。 申請に至った経緯は、申請者は現在実家に2世帯同居していますが、出来るだけ早く持家を持ちたいと思い、小学生の学区の変更がなく実家に近いこと、家庭菜園を持ちたい等の条件を満たす土地を探していたところ、申請地が見つかり申請に至りました。 事業計画は、申請地と隣接宅地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。 既存のコンクリート擁壁により、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わ

	ります。
議長	報告が終わりました。
	番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
三本木直人委員	１番の時の説明なのですが、那須野が原博物館駐車場よりという説明なのですが、那須野が原博物館ではまずいのですか。
島田晴子委員	那須野が原博物館と駐車場の距離が結構ありまして、道の駅みたいになっているので駐車場から測りました。
三本木直人委員	はい、わかりました。
議長	他に質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
	次に、議案第４号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
	番号１番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員	議案第４号、番号１番について報告します。
	非農地証明の願い出です。
	願い出の内容は議案書記載のとおりです。
	願い出地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約２キロメートルに位置しています。
	現地調査は、７月７日、午前９時３０分頃に行いました。
	願い出地の現況は、宅地となっており２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。
	証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
	以上のことから、地元調査員としては非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号１番については証明することに決しました。
	番号２番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫委員	議案第４号、番号２番について報告します。
	非農地証明の願い出です。
	願い出の内容は議案書記載のとおりです。
	願い出地は、戸田調整池より東へ１．２キロメートルに位置しています。
	現地調査は、７月９日、午前１０時頃に行いました。
	願い出地の現況は山林となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。

	証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員としては非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号1番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫委員	議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。 農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社等の農地利用円滑化団体が優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。 申出の内容は議案書記載のとおりです。 現地調査は、7月9日、午前9時頃に行いました。 申出地は、戸田調整池より西へ2キロメートルに位置しています。 申出に至った経緯は、申出人は現在離農しており、農地を地域の農家に有効に利用していただきたいとのことです。 現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。 地元調査員として優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号についてご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書7ページからが「利用権設定関係」の案件で9件、合計面積は101,797平方メートルとなります。

続いて１０ページが「所有権移転関係」の案件で４件、面積は４２，７６３平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第６号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第７号「令和３年度 県に対する農地利用最適化推進委員に関する意見と農業等施策並びに予算に関する要望事項(案)の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(説明)

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なしの多数と認め、議案第７号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第３７回総会を閉会いたします。